改正後

別表（第一条関係）

所在地	官署
［略］	［略］
山梨県	［略］
南アルプス市芦安芦倉五一八	関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所
［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

省令

○農林水産省環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十条第三項及び第五項並びに第三十一条第三項の規定に基づき、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（定義）	（新規）
第一条　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	
（特定国内種事業の届出）	（特定国内種事業の届出）
第二条　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　法第三十条第一項第四号の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項	二　特定国内希少野生動植物種の個体等を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
2　（略）	2　（略）

改正後

別表（第一条関係）

所在地	官署
［同上］	［同上］
山梨県	［同上］
南アルプス市芦安芦倉五一六	関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

改正前